

建築物等の解体等工事やアスベスト除去等の工事を行う場合、近隣への事前周知等が必要です	
建築物の解体や改修、アスベスト（石綿）除去等の工事に際してのアスベスト飛散や騒音、振動などのトラブル防止を目的に、これらの工事に係る近隣への事前周知等を定めた要綱を制定しました。 この要綱は平成18年4月1日から施行しています。（令和4年4月1日改正）	
要 綱	江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱
対 象	（１） 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。)第18条の15第1項又は第4項に基づく、アスベスト含有建材の調査を必要とする工事 （２） 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2又は振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第2に該当する作業で、建築物を解体するもの
工事業者等の責務	
事前調査結果と作業方法の掲示	接道ごとにA3以上のサイズで掲示してください。 養生後は養生シート等に貼り直してください。
近隣への事前説明	【説明事項】 ① 解体工事等の工期、作業内容、作業時間 ② アスベスト含有建材（レベル1、2、3）の使用の有無、除去方法及び搬出方法 ③ 安全対策、騒音、振動及び粉じん等に対する公害防止対策 【範囲】 敷地境界から10m以内の居住者及び事業者 <u>苦情が多いため、10mを超える範囲でも、騒音・振動・粉じん等の工事の影響があると考えられる範囲は近隣説明をお願いします。</u> ただし、届出が必要な特定粉じん排出等作業は、敷地境界から建築物高さの概ね2倍の水平距離の居住者および事業者（30m超は30m以内） ※工事開始日の7日前までに終わるようにしてください
工事時の主な配慮事項	（１） アスベスト含有建材（スレート材、Pタイルなど）の除去時湿潤化及び手作業（成形板の原型を保った状態で除去）による作業を行い、成形板の投下、破損、破砕はしない。 （２） 工事現場の公害防止対策 解体建築物を防音シートや防音パネル等で養生する。養生の高さは解体建築物相当以上が望ましい。 （３） 特定建設資材や他の廃材、アスベスト含有建材との分別を徹底 アスベスト含有廃棄物とその他の廃棄物を分けて袋詰めする。 （４） 近隣住民に十分配慮 苦情の申し立てがあったときは、誠実に対応する。

【問合せ先】江戸川区環境部環境課指導係

TEL：03-5662-1995

FAX：03-5678-6741